

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 町田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年2月町田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、失職し」を削る。

第18条第1項中「、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「失職し、又は死亡した日現在」を「又は死亡した日現在。以下この項において同じ。」に改め、「(同項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在)」を削り、「同項に」を「前項に」に改める。

第18条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

(町田市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 町田市職員退職手当支給条例(昭和33年2月町田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(町田市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 町田市職員の分限に関する条例(昭和33年10月町田市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年10月町田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「。第20条第2項において同じ」を削る。

第15条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第5条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年7月町田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和57年6月町田市条例第13号)本則に2条を加える改正規定のうち第5条第1項に係る部分中「、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項に係る部分中「、失職し」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第4条中町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第2項第1号の改正規定及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に別表第6の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第7に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、又は死亡した日現在。<u>以下この項において同じ。</u>）において、職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に任命</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、<u>失職し</u>、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に別表第6の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第7に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、<u>失職し、又は死亡した日現在</u>）において、職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に任命権者が市長の定める</p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれその基準日現在において、<u>前項</u>に規定する職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に別表第8の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>（期末手当及び勤勉手当の支給制限）</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日（期末手当にあつては第17条第1項に規定する基準日、勤勉手当にあつては前条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る期末手当及び勤勉手当（第4号に掲げる者にあつては、同号の一時差止処分に係る期末手当及び勤勉手当）は、支給しない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>（3）・（4） 略</p>	<p>基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれその基準日現在（<u>同項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在</u>）において、<u>同項</u>に規定する職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に別表第8の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>（期末手当及び勤勉手当の支給制限）</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日（期末手当にあつては第17条第1項に規定する基準日、勤勉手当にあつては前条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る期末手当及び勤勉手当（第4号に掲げる者にあつては、同号の一時差止処分に係る期末手当及び勤勉手当）は、支給しない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>（3）・（4） 略</p>

町田市職員退職手当支給条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 略</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 略</p>

町田市職員の分限に関する条例新旧対照表（第3条による改正）

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第5条の2 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第5条の2 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 略</p>

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第4条による改正）

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその企業職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する企業職員に対し、支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した企業職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその企業職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第20条第2項において同じ。</u>）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する企業職員に対し、支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した企業職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第5条による改正）

改正後	改正前
<p>(町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>第1条 町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年6月町田市条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>本則に次の2条を加える。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）（規則で定める職員を除く。）に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、任期が満了し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、任期が満了し、又は死亡した日現在）において、会計年度任用職員が受けるべき報酬の額（給与条例第11条に規定する時間外勤務手当及び給与条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。）に、給与条例別表第6第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員の項に定める割合を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p> <p>略</p>	<p>(町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>第1条 町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年6月町田市条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>本則に次の2条を加える。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）（規則で定める職員を除く。）に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>任期が満了し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、任期が満了し、<u>失職し</u>、又は死亡した日現在）において、会計年度任用職員が受けるべき報酬の額（給与条例第11条に規定する時間外勤務手当及び給与条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。）に、給与条例別表第6第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員の項に定める割合を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p> <p>略</p>